



平成 30 年 10 月 17 日

(照会先)

厚生年金保険部長 入澤 俊行

(電話直通 03-6892-0766)

事業推進統括部長 菅野 恵文

(電話直通 03-6892-7776)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまへのお知らせについて

(厚生年金保険料等の延長後の納付期限、今後の厚生年金保険料等の納付及び納付の猶予について)

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第 359 号が公布されたこと等にともない、別添のとおりお知らせいたします。

別添: 厚生年金保険料等の延長後の納付期限、今後の厚生年金保険料等の納付
及び納付の猶予について

以上

日本年金機構

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の延長後の納付期限、今後の厚生年金保険料等の納付及び納付の猶予について

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

[1] 納付期限が延長されていた対象地域に限った取扱い

1. 延長後の納付期限が定められました

- 平成 30 年 7 月豪雨により延長されていた厚生年金保険料等（注）の納付期限が、平成 30 年 10 月 17 日付厚生労働省告示第 359 号により以下のとおり定められました。

（注）厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1 号加算金及び 2 号加算金

[対象地域一覧]

対象地域	定められた納付期限	対象となる納付目的年月
	平成 30 年 11 月 27 日（火）	平成 30 年 6 月分～平成 30 年 9 月分
岡山県	岡山市のうち北区・東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町	
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	
山口県	岩国市周東町	
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市	

※岡山県倉敷市真備町についても納付期限が延長されていますが、延長後の納付期限については、別途お知らせします。

※平成 30 年 10 月分以降の厚生年金保険料等については、納付期限が毎月翌月末となります（通常の納付期限）。

- 平成 30 年 6 月分から平成 30 年 9 月分の厚生年金保険料等については、お手元の納入告知書により、定められた納付期限（平成 30 年 11 月 27 日（火））までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。
- 納付が困難な場合は、納付の猶予等の制度の活用をご検討ください。

2. 今後の厚生年金保険料等の納付について

(1) 口座振替をご利用の事業所について

- 納付期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を一律に停止していましたが、平成 30 年 10 月分（平成 30 年 11 月 30 日納付期限）から口座振替を再開します。
- 納付期限が延長された厚生年金保険料等及び今後発生する厚生年金保険料等については、以下の納付期限までに納付いただきますようお願いいたします。

対象となる保険料	納付期限
平成 30 年 6 月～9 月分保険料 * 納入告知書のみでの納付となります。	平成 30 年 11 月 27 日
平成 30 年 10 月分保険料 * 口座振替が再開されます。	平成 30 年 11 月 30 日

※ 平成 30 年 11 月分以降の厚生年金保険料等についても、毎月翌月末の納付期限（通常の納付期限）となります。

- 納付期限までに納付がない厚生年金保険料等については、後日、督促状を送付し、その指定する期限までに納付がない場合には、延滞金が加算され、滞納処分を行う場合があります。

(2) 口座振替以外をご利用の事業所について

これまでどおり、納入告知書による納付をお願いいたします。納付期限等については上記（1）と同様になります。

[2] 納付期限の延長となっていた対象地域に限らない取扱い

1. 厚生年金保険料等の納付が困難な場合（納付の猶予制度）

- 平成 30 年 7 月豪雨の影響により保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請書等を提出することにより、「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

※ 「納付の猶予」の申請には「被災証明書」等が必要となります。

- 「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

●災害による納付の猶予…災害のやんだ日から 2 月以内に申請が必要となります。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から 1 年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

●通常の納付の猶予…猶予該当の事実発生後速やかに（随時に申請可能）

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な金額を限度として 1 年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

2. 厚生年金保険料等の口座振替について

- 保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所または直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。

※ ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※ 口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ



0120-010-551

（ガイダンスに従い【3】を押してください。）

受付時間： 月曜日午前 8：30～午後 7：00

火～金曜日午前 8：30～午後 5：15

第 2 土曜日午前 9：30～午後 4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。